

---

# 令和 7 年度福岡県スポーツ推進審議会

---

改正スポーツ基本法と福岡県スポーツ推進条例の対応状況について

○改正スポーツ基本法と福岡県スポーツ推進条例の対応状況について

主な改正ポイント		スポーツ基本法	福岡県スポーツ推進条例
基本理念等	[追加] スポーツの機会確保の対象	<p>&lt;前文&gt; (基本理念) 第二条 …スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、<u>人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず</u>、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画する…</p>	<p>(生涯にわたるスポーツ活動の推進) 第十三条 県は、県民が生涯にわたって年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、体力、技能、興味、関心、目的等に応じてスポーツ活動に参加することができるよう、多様なスポーツ活動に参加する機会の創出その他の必要な施策を講ずるものとする。 ⇒<u>人種の規定なし</u></p>
	[追加] スポーツと文化芸術等の他の分野との連携	<p>&lt;前文&gt; <u>スポーツと文化芸術との連携が、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆きずなの形成に広く寄与するなど、スポーツと他の分野との連携は、多様な国民一人一人の幸福の享受及び豊かさを実感できる社会の実現により一層つながるものである。</u> (関係者相互の連携及び協働) 第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び<u>スポーツ、文化芸術その他の分野の</u>民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。</p>	<p>(国、市町村等との連携) 第九条 県は、スポーツの推進に当たっては、国、市町村、県民、スポーツ団体及び事業者との連携に努めるとともに、相互の連携が図られるよう努めるものとする。 ⇒<u>文化芸術等の他の分野との連携に関する規定なし</u></p>

主な改正ポイント		スポーツ基本法	福岡県スポーツ推進条例
基本理念等	[追加] スポーツの果たす役割における「する」「見る」「支える」「集まる」「つながる」の明示 (「集まる」「つながる」の追加)	<前文> …スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会、 <b>スポーツに関し集う機会、スポーツを通じてつながる機会</b> 等が確保されることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会の実現が図られなければならない。	(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 二 スポーツ活動 スポーツを行い、若しくは観覧し、又は支えることをいう。 ⇒「集まる」、「つながる」は規定なし
	[追加] (1)スポーツによる地域振興の推進 (2)スポーツによる健康で活気に満ちた長寿社会の実現 (3)スポーツによる共生社会の実現 の明示	(基本理念) 第二条 3 スポーツは、… <b>地域振興に資する</b> よう推進されなければならない。 4 スポーツは、… <b>健康で活気に満ちた長寿社会の実現に資する</b> よう推進されなければならない。 5 スポーツは、… <b>共生社会の実現に資する</b> ことを旨として、推進されなければならない。	(基本理念) 第三条 8 スポーツは、世代間及び地域間の交流を促進し、地域社会の活性化に寄与するよう推進されなければならない。 7 スポーツは、県民の心身の健康の保持増進が図られるよう推進されなければならない。 3 スポーツは、障がいのある人が自主的かつ主体的にスポーツ活動に親しむため、障がいの状態に応じて必要な配慮及び支援が行われ、障がいのある人の個性及び能力が発揮され、並びに社会参画に寄与するよう推進されなければならない。 ⇒規定あり

主な改正ポイント	スポーツ基本法	福岡県スポーツ推進条例
<p>[追加] 国際競技大会の例示の追加 (デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会の追加)</p>	<p>(基本理念) 第二条 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、<b>デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会</b>その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。</p>	<p>(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 三 全国的又は国際的な規模のスポーツの競技会 全国的な規模のスポーツの競技会又はオリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。 <b>⇒デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会に関する規定なし</b></p>
<p>基本理念等</p> <p>[追加] スポーツ団体の努力</p>	<p>(スポーツ団体の努力) 第五条 2 スポーツ団体は、自主的かつ自立的にスポーツの振興のための事業を行うことができるよう、<b>その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努める</b>ものとする。</p>	<p>(スポーツ団体の役割) 第七条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に自主的かつ主体的に取り組むよう努めるものとする。 <b>⇒運営基盤の強化、健全な運営の確保は規定なし</b></p>
<p>[追加] 地方スポーツ推進計画</p>	<p>(地方スポーツ推進計画) 第十条 地方公共団体は、単独で<b>又は共同して</b>、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。</p>	<p>(推進計画) 第十条 知事は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツ基本法第十条に規定する地方スポーツ推進計画を定めるものとする。 <b>⇒共同での策定に関する規定なし</b></p>

主な改正ポイント		スポーツ基本法	福岡県スポーツ推進条例
基本的施策等	[新設] スポーツコンプレックスの 推進	<p>(スポーツ施設の整備等)</p> <p>第十二条</p> <p><b><u>3 国及び地方公共団体は、スポーツ施設の整備及び活用に当たっては、スポーツ施設、他の施設及び周辺地域の総合的かつ複合的な整備並びにスポーツ産業の事業者その他の関係者との連携により、まちづくりとの一体的な推進を図り、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進等を通じて、活力ある地域社会の形成に資するよう努めるものとする。</u></b></p>	<p>(スポーツ施設の整備等)</p> <p>第二十二條</p> <p>3 県は、県が有する学校、公園及びスポーツ施設をスポーツ活動の場として有効に活用できるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</p> <p><b><u>⇒スポーツコンプレックスの推進に関する規定なし</u></b></p>
	[新設] 気候変動への対応	<p>(スポーツ事故の防止等)</p> <p>第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツの実施のための環境の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p><b><u>2 国及び地方公共団体は、前項の措置を講ずるに当たっては、気候の変動への対応に特に留意しなければならない。</u></b></p>	<p>(スポーツ活動における事故の防止等)</p> <p>第二十五条 県は、スポーツ活動による事故、外傷、障がい等を防止し、及びこれらの軽減を図るための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p><b><u>⇒気候変動への対応に関する規定なし</u></b></p>

主な改正ポイント		スポーツ基本法	福岡県スポーツ推進条例
基本的施策等	[新設] 情報通信技術の活用	<p><u>(スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用)</u></p> <p><u>第十六条の二 国は、スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境の整備、当該情報通信技術の活用を支援する人材の確保及び当該情報通信技術の活用に関する調査研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>2 地方公共団体は、前項の国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じたスポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための施策の推進を図るよう努めるものとする。</u></p> <p><u>3 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業の状況に応じ、その事業活動に寄与する情報通信技術の活用に努めるものとする。</u></p>	規定なし
	[新設] 発達段階に応じたスポーツの推進	<p><u>(発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保)</u></p> <p><u>第十六条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、幼児、児童、生徒、学生等のスポーツを取り巻く環境等を踏まえ、相互に連携を図りながら、これらの者がその発達段階に応じて学校の内外を問わず継続的に多様なスポーツに親しむ機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>	<p>(幼児期及び学齢期のスポーツ活動の推進)</p> <p>第十四条 県は、幼児期及び学齢期のスポーツ活動の推進を図るため、幼児期及び学齢期のスポーツ活動の推進に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(学校におけるスポーツ活動の推進)</p> <p>第十五条 県は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校におけるスポーツ活動の推進を図るため、教員の資質向上のための研修、地域におけるスポーツ活動を担う人材の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>⇒<u>規定あり</u></p>

主な改正ポイント	スポーツ基本法	福岡県スポーツ推進条例
<p>基本的施策等</p> <p>[新設] 中学生が継続的にスポーツに親しむ機会の確保</p>	<p><u>(中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保)</u></p> <p><u>第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>(学校におけるスポーツ活動の推進)</p> <p>第十五条 県は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校におけるスポーツ活動の推進を図るため、教員の資質向上のための研修、地域におけるスポーツ活動を担う人材の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>⇒<u>地域スポーツクラブとの連携に関する規定なし</u></p>
<p>[新設] 高校生のスポーツ推進</p>	<p><u>(高等学校の生徒のスポーツの推進)</u></p> <p><u>第十七条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条において同じ。）の生徒のスポーツが人格の形成及びスポーツの普及のみならず、競技水準の向上の基盤の強化等においても重要な役割を果たすことに鑑み、相互に連携を図りながら、高等学校の生徒のスポーツの推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>	<p>(学校におけるスポーツ活動の推進)</p> <p>第十五条 県は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校におけるスポーツ活動の推進を図るため、教員の資質向上のための研修、地域におけるスポーツ活動を担う人材の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>⇒<u>競技水準の向上の基盤の強化に関する規定なし</u></p>

主な改正ポイント		スポーツ基本法	福岡県スポーツ推進条例
基本的施策等	[追加] 事業者との連携	<p>(スポーツ産業の事業者との連携等)</p> <p>第十八条 国は、スポーツの普及、<b>競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興</b>を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、<b>スポーツを通じた活力に満ちた国民経済及び地域経済の発展並びにスポーツの更なる振興に資するよう</b>、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>(国、市町村等との連携)</p> <p>第九条 県は、スポーツの推進に当たっては、国、市町村、県民、スポーツ団体及び事業者との連携に努めるとともに、相互の連携が図られるよう努めるものとする。 ⇒<b>競技水準の向上、地域振興に関する規定なし</b></p>
	[新設] スポーツホスピタリティの機会確保	<p><b>(多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保)</b></p> <p><b>第二十一条の二 国及び地方公共団体は、多様な需要に応じてスポーツを楽しむ機会等を確保するとともに、これを通じて、スポーツ産業の事業者その他の事業者の事業機会の増大及び地域経済の活性化を図るため、スポーツを楽しむ機会等に関連する良質かつ付加価値の高いサービスの提供に必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</b></p>	<p>(生涯にわたるスポーツ活動の推進)</p> <p>第十三条 県は、県民が生涯にわたって年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、体力、技能、興味、関心、目的等に応じてスポーツ活動に参加することができるよう、多様なスポーツ活動に参加する機会の創出その他の必要な施策を講ずるものとする。 ⇒<b>スポーツホスピタリティに関する規定なし</b></p>

主な改正ポイント		スポーツ基本法	福岡県スポーツ推進条例
基本的施策等	[新設] e スポーツの推進	<p><u>(情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実)</u></p> <p><u>第二十四条の二 国及び地方公共団体は、スポーツ団体と連携して、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実が図られるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 スポーツ団体は、前項の連携に当たっては、特に、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、当該連携を行うよう努めなければならない。</u></p>	規定なし
	[追加] 企業等によるスポーツへの支援	<p>(企業等によるスポーツへの支援)</p> <p>第二十八条 国は、スポーツの普及、競技水準の向上、<u>スポーツへの国民の参加の促進及びスポーツを通じた地域振興</u>を図る上で企業等が果たす役割の重要性に鑑み、企業等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。</p>	規定なし

主な改正ポイント	スポーツ基本法	福岡県スポーツ推進条例	
<p>基本的施策等</p>	<p>[新設] スポーツ・インテグリティの確保（暴力等の防止）</p>	<p><u>（暴力等の防止）</u> <b>第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット上の誹謗ひぼう中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。</b> <b>2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。</b></p>	<p>（スポーツにおける健全性等の向上） 第二十四条 県は、スポーツにおける健全性等の向上を図るため、体罰、暴力その他ハラスメント行為の防止のために必要な施策を講ずるものとする。 ⇒インターネット上の誹謗ひぼう中傷に関する規定、及びスポーツ団体の役割に関する規定なし</p>
	<p>[新設] スポーツ・インテグリティの確保2（不正な操作等の防止）</p>	<p><u>（スポーツに係る競技の不正な操作等の防止）</u> <b>第二十九条の二 国は、スポーツ団体と連携して、スポーツに係る競技の不正な操作その他これに関連する違法行為又は不正行為により、スポーツにおける公正な環境が害されることのないよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</b></p>	<p>規定なし</p>

主な改正ポイント		スポーツ基本法	福岡県スポーツ推進条例
基本的施策等	[新設] スポーツの振興のために必要な資金確保	<p><u>(スポーツの振興のために必要な資金等)</u></p> <p><u>第三十六条 国は、スポーツの振興を通じてこれに関する知識、人材及び資金の好循環を実現するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 国は、スポーツを支える者の協力の下に、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金その他のスポーツの振興のために必要な資金を得るための措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>3 前項の資金の支給を受ける地方公共団体又はスポーツ団体は、当該資金に係る事業を通じて、社会の発展及び地域振興に貢献するよう努めるものとする。</u></p>	規定なし